

蒲郡市監査公表第 3 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき、その結果を次のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 1 6 日

蒲郡市監査委員	草 次 英 夫
同	永 川 貴 士
同	新 実 祥 悟

公の施設の指定管理者監査の結果について

1 監査の対象

- (1) 団 体 名 公益社団法人 蒲郡市シルバー人材センター
- (2) 管理施設名 蒲郡市生きがいセンター
- (3) 所 管 課 市民福祉部 長寿課

2 監査の実施期間及び実施場所

- (1) 実施期間
令和 2 年 1 2 月 1 1 日から令和 3 年 2 月 1 5 日まで
- (2) 実施場所
蒲郡市生きがいセンター、蒲郡市役所監査委員室

3 監査の範囲及び方法

平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日までに執行された公の施設の管理に係る出納その他の事務について、所管課職員から執行状況の説明を聴取するとともに、質問を加えながら関係書類を調査した。団体の経理事務については、関係者から説明を聴取するとともに、質問を加えながら関係書類の調査を行った。

4 監査の結果

監査の結果、監査対象団体等が実施した施設の管理及び管理業務に関する出納その他の事務については、概ね適正に執行されていると認められた。

しかし、次の点について留意又は検討すべき事項が見受けられたので、是正改善の措置を講じられたい。

〔意見〕

今後は施設の老朽化に伴う修繕費等の増大も見込まれることから、所管課においては指定管理者との協議や連携を密にし、適切な維持管理がなされるよう努められたい。